

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

町田市子ども発達センター条例（平成15年12月町田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「心身の発達に遅れのある乳幼児及び心身の発達に心配のある乳幼児（いずれも小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）を「障がい児又はその疑いのある者（」に、「自立」を「健康及び心身の発達」に、「及び訓練」を「、訓練等」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 センターの位置は、町田市中町二丁目13番14号とする。

第3条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第4号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第6条第1号中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市子ども発達センター条例新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>障がい児又はその疑いがある者</u>（以下これらを「障がい児」という。）の<u>健康及び心身の発達</u>のために必要な相談、指導、訓練等を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、町田市子ども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。 (位置) 第2条 センターの位置は、<u>町田市中町二丁目13番14号とする。</u> (事業) 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。 (3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関すること。 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援に関すること。 (5)～(7) 略 (利用対象者) 第6条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 <u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する通	(設置) 第1条 <u>心身の発達に遅れのある乳幼児及び心身の発達に心配のある乳幼児</u>（いずれも<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>をいう。）の<u>自立</u>のために必要な相談、指導及び訓練を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、町田市子ども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>町田市すみれ教室</u> 位置 <u>町田市中町二丁目13番14号</u> (事業) 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。 (3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること。 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）<u>第5条第16項</u>に規定する計画相談支援に関すること。 (5)～(7) 略 (利用対象者) 第6条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業 <u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する通

町田市子ども発達センター条例新旧対照表

改正後	改正前
所給付決定保護者又は法第 2 1 条の 6 に規定する措置を受けた者 (2) ～ (4) 略	所給付決定保護者又は法第 2 1 条の 6 に規定する措置を受けた者 (2) ～ (4) 略